

平成15年 社会福祉施設等調査結果の概況

目 次

調 査 の 概 要	1 頁
結 果 の 概 要	
I 施設の状況	
1 施設数・定員	5
2 在所者数・在所率	6
3 職種別常勤換算従事者数	7
4 併設の状況	8
5 パソコン等の情報機器の設置及び利用状況	9
6 ボランティアの来訪状況	9
7 苦情解決のための取組状況	10
8 保育所の状況	11
9 障害者（児）関係施設の状況	13
10 児童福祉施設（保育所、障害児関係施設を除く）の状況	14
11 老人ホームの状況	15
II 居宅支援事業所の状況	
1 事業所数	16
2 利用状況	18
3 従事者数	20
統 計 表	23
用 語 の 説 明	32

平成15年社会福祉施設等調査結果は、厚生労働省ホームページにも掲載されています。

U R L (http://www.mhlw.go.jp/)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況並びに施設設備、外部委託の状況等を総合的に把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得るとともに、社会福祉施設等名簿を作成することを目的とした。

2 調査の対象及び客体

施設票：3、4ページに掲げる社会福祉施設等（88種類）を対象とし、その全数（休止中を含む。）を客体とした。

居宅支援事業所票：支援費制度における居宅支援事業所を対象とし、その全数（休止中の事業所を含む。）を客体とした。

3 調査の時期

平成15年10月1日

4 調査事項

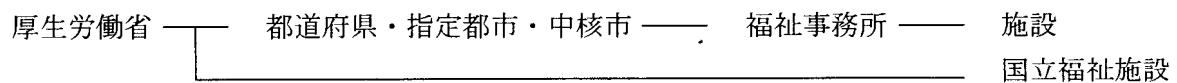
施設票：施設の種類、設置・経営主体、定員、在所者数、従事者数、情報機器の設置及び利用状況等

居宅支援事業所票：事業所の種類、開設・経営主体、サービス提供状況、従事者数等

5 調査の方法

- (1) 施設票は、福祉事務所を通じて全施設に調査票を配付し、施設管理者が調査票を記入した。
- (2) 居宅支援事業所票は厚生労働省から居宅支援事業所へ直接郵送し、事業所の管理者が調査票を記入した。
ただし、施設等に併設されている事業所については、福祉事務所を通じて調査票を配付し、事業所の管理者が調査票を記入した。
- (3) 設置主体が国である施設については、施設票は厚生労働省から直接配付し、施設管理者が調査票を記入した。

6 調査の系統



厚生労働省 _____ 居宅支援事業所

7 結果の集計及び客体数

集計は厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

居宅支援事業所票の客体数は、次のとおりである。

平成15年10月1日現在

	調査対象事業所数	集計対象事業所数
身体障害者居宅介護等事業所	8 929	6 802
身体障害者デイサービス事業所	1 116	996
身体障害者短期入所事業所	1 085	1 010
知的障害者居宅介護等事業所	6 849	4 516
知的障害者デイサービス事業所	651	580
知的障害者短期入所事業所	2 517	2 391
知的障害者地域生活援助事業所	3 276	2 850
児童居宅介護等事業所	6 155	3 860
児童デイサービス事業所	684	582
児童短期入所事業所	1 838	1 699

注:集計対象事業所数とは、調査票未回収及び内容不記載等の事業所を除いた数値である。

8 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数がない	—
計数不明又は計数を表章することが不適当	…
統計項目がありえない	.
比率が微少（0.05未満）	0、 0.0
減少数又は減少率	△

(2) 活動中の施設、集計可能な事業所について集計した。

(3) この概況に掲載の数値は四捨五入しているので、内訳の合計が「総数」に合わない場合もある。

(4) 特別養護老人ホーム、老人日帰り介護施設、老人短期入所施設について、平成12年以降は「介護サービス施設・事業所調査」により介護老人福祉施設、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所として把握した数値を掲載している。なお、「老人日帰り介護施設」、「老人短期入所施設」は平成11年以前では「社会福祉法第2条」の第2種社会福祉事業を行う施設であり、平成12年以降は介護保険法で「通所介護」、「短期入所生活介護」の指定を受けた事業所として把握した数値である。

調査対象施設・事業所一覧

	保護施設 調査票	老人福祉 施設等 調査票	身体障害者 福祉施設 調査票	児童福祉 施設調査票	保育所 調査票	授産施設 調査票	利用施設等 調査票
児童家庭支援センター 小型児童館 児童センター 大型児童館A型 大型児童館B型 大型児童館C型 その他の児童館 児童遊園							○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
知的障害者福祉法による知的障害者援護施設 知的障害者デイサービスセンター 知的障害者更生施設(入所) 知的障害者更生施設(通所) 知的障害者授産施設(入所) 知的障害者授産施設(通所) 知的障害者小規模通所授産施設 知的障害者通勤寮 知的障害者福祉ホーム 知的障害者福祉工場			○ ○		○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
母子及び寡婦福祉法による母子福祉施設 母子福祉センター 母子休養ホーム							○ ○
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設 精神障害者生活訓練施設 精神障害者福祉ホーム 精神障害者入所授産施設 精神障害者通所授産施設 精神障害者小規模通所授産施設 精神障害者福祉工場 精神障害者地域生活支援センター					○ ○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○
その他の社会福祉施設等 授産施設 宿所提供之施設 盲人ホーム 無料低額診療施設 隣保館 へき地保健福祉館 へき地保育所 地域福祉センター 老人憩の家 老人休養ホーム 有料老人ホーム		○			○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○

居宅支援事業所票

身体障害者福祉法：・・・身体障害者居宅介護等事業所、身体障害者デイサービス事業所、身体障害者短期入所事業所

知的障害者福祉法・・・知的障害者居宅介護等事業所、知的障害者デイサービス事業所、知的障害者短期入所事業所、知的障害者地域生活援助事業所

児童福祉法・・・・・・児童居宅介護等事業所、児童デイサービス事業所、児童短期入所事業所